第11回 持続可能な電力システム構築小委員会 (令和3年5月19日開催)

配電事業ライセンスの議論

2. 電力システムの分散化と電源投資 (1)配電事業制度

配電事業制度の詳細制度設計に係る主な論点

資源エネルギー庁 令和3年5月19日 第11回持続可能な電力システム 構築小委員会 資料3

第5回持続可能な電力システム構築小委員会

(2020.7.20) 資料1より抜粋

● 本日は、前回の本小委員会でご指摘いただいた、論点①配電事業者の設備保全が適切に行われていない場合の対応、論点②発電側課金の精算方法に加え、論点①託送供給等約款の届出のタイミング、論点②分散型エネルギープラットフォームの意見への対応、「分散システム導入プラン(仮称)」の内容、論点③サイバーセキュリティ対策、論点④小売経過措置料金について御議論いただきたい。

【全体】

論点①:事前準備時、事業実施中、撤退時における、申請、許可等の業務フローの基本的考え方

(電力・ガス取引監視等委員会、消費者庁の関与を含む。)

論点②:配電事業等の分散型グリッドの導入により期待される効果と、その導入促進のための事業環境整備の在り方

【各論】 事前進備時 事業実施中 撤退時 論点③:参入許可基準の詳細設計 論点⑦:区分会計、情報遮断等の 論点8:撤退時に備えた各種基準 ・地域や住民への事前説明を含む。 ・撤退しようとする場合の事業計画に 行為規制の適用の在り方 関する事項(許可基準) 論点4:託送約款の料金算定規則・変更命令基準 玉 ・撤退時の原状回復義務(引継計 ・一般送配電事業者の託送料金に照らした適正性を含む。 画)等 論点(5): 引継計画の承認基準 ・適正な設備の譲渡又は貸与料に関する考え方を含む(一般送配 電事業者の託送料金が変更される場合の取扱いにも留意。)。 論点⑥:兼業規制に係る適用除外基準 一広 送域 機 論点⑨:広域機関において定めるべきルール及びシステム ・スイッチングシステム、計画値同時同量等 関 論点⑩:一般送配電事業者において定めるべきルール及びシステム ・周波数調整に係る責任分担、災害時・オフグリッド時の責任分担、メータリングシステムの連携等 事配 業電 論点⑪:参入申請、託送約款、引継計画等の各時点における事業者の申請内容、報告事項 ・必要に応じ、電力・ガス取引監視等委員会のあっせん・仲裁の仕組みも活用。 者

(前回の本小委員会でご指摘いただいた内容①)

・論点①関連:配電事業者の設備保全が適切に 行われていない場合の対応

(【論点⑪】参入申請、託送約款、引継計画等の各時点における事業者の申請内容、報告事項)

(参考) 第10回本小委員会での議論

<u>委員</u>

- 配電事業者の撤退を防止するモニタリングの仕組みについて。配電事業の撤退に備え、設備の修繕費用等を積立ていくことは重要。
- 参入要件の厳格化で事業参入の妨げにならないように留意が必要。社会コストが低減できるよう、他省庁とも連携して、必要な規制緩和が実施されることが重要であると考える。
- 撤退時に備えた取決めは重要。事業のリスク要因は様々であり、**当初予定していた引継計画や私契約が履行できないことも起こりうる**。そもそも配電事業は利益率が高くなく、他事業の影響で会社全体の財務状況が悪くなると撤退につながることも想定される。このような場合、国や自治体が補修費用を負担するというわけにもいかないだろうから、誰が補修するのか、託送料金で回収できるようにするのかなど、引継計画等に基づき、原状回復義務等を履行できなくなった時の対応方法等についての検討が必要。
- 配電事業者の独自の運用等により、エリアの一般送配電事業者とは異なる特殊な仕様の設備やシステム等を運用する場合が考えられる。配電事業の撤退の際に、一般送配電事業者と異なる仕様の設備等を導入している場合や、例えば、必要な図面の紛失等があれば、円滑な撤退が阻害されるため、予めこうした取扱いについても、引継計画等において、しっかりと取り決めておく必要がある。
- 配電事業開始後の事業者の財務面や設備面をモニタリングする仕組みの中で、配電事業者の設備管理については、一般送配電事業者が確認を行うこととされているが、例えば、配電事業者から高額の設備を買い戻すことを避けたいという思いが、配電事業者の設備補修にお金をかけさせないというような状況を誘因するのではないかと懸念。こうした状況を防止するために、一般送配電事業者以外の目が入るようにすることが重要。

事務局

○ 撤退に対する御意見については、引継計画において、撤退時に備えた取決めについて承認審査基準として設けている。こうした審査基準を活用しながら、各委員からの御指摘にしっかりと対応したい。一方で、厳しすぎる運用となれば、先ほど委員からの御指摘にもあったように、いたずらに参入障壁を上げてしまうことなども懸念される。本制度の趣旨も踏まえ、バランスを考えながら運用したい。

【論点⑪】参入申請、託送約款、引継計画等の各時点における事業者の申請内容、報告事項

(参考)配電事業者の事業運営のモニタリング

資源エネルギー庁 令和3年5月19日 第11回持続可能な電力システム構築小委員会 資料3

第10回持続可能な電力システム構築小委員会 (2021.4.23) 資料1 一部修正

配電事業者が、特に財務面と設備管理面が悪化することにより十分な準備期間のない撤退が行われる場合には、需要家への影響や当該地域の安定供給の維持に支障を生じることが懸念される。そのため、下記の制度上の仕組みによって、配電事業者の財務及び設備管理の状況をモニタリングしていくこととしてはどうか。

(財務面)

- 配電事業者には毎事業年度終了後に、財務諸表を経済産業大臣に提出する義務が課せられており、これにより毎期の財務状況の確認が可能である。より具体的には、**電気事業会計規則にて一般送配電事業者と同様の財務諸表の作成を求め、各事業年度終了後3ヶ月以内の提出を求める**こととしてはどうか。
- また、電力・ガス取引監視等委員会にて、配電事業者は「配電部門収支計算書」(当期純利益まで)のほか、「社内取引明細書」、「固定資産明細表」及び「インバランス収支計算書」の4つの様式の作成及び公表を義務付けることとされた。
- さらに、同一エリアの一般送配電事業者の**託送料金が変更される度**(※)に、国が託送料金の算定根 拠について報告徴収を行った上で、配電事業者と一般送配電事業者の料金水準を比較し、適正な水準 であることを審査することとなる。
- (※)レベニューキャップ制度の導入以降、少なくとも5年に一度は一般送配電事業者の託送料金が変更されると考えられるが、この際に配電事業者との間の譲渡料、貸与料の見直しが行われる。

(設備管理面)

- 設備の維持運用については、配電事業者が撤退する場合、他の事業者への承継等を選択しない限り、一般送配電事業者が当該設備を引き継ぐこととなるため、一般送配電事業者が「引継計画」等に則って 適切に設備の維持運用がなされているかを確認することが適当であり、保安規定で定める頻度を目安に 確認を行うこととしてはどうか。

配電事業者の設備保全が適切に行われていない場合の対応について

- 前回の本小委員会における整理に基づけば、一般送配電事業者による定期的なモニタリング (注1) が行われることとなるが、このモニタリングの結果として設備保全が不適切であり、一般送配電 事業者からの指摘後も改善がみられない場合には、需要家への安定供給に影響が及ぶ恐れがある。
 - (注1) 第10回構築小委では、「一般送配電事業者が「引継計画」等に則って適切に設備の維持運用がなされているかを確認することが適当であり、 保安規定で定める頻度を目安に確認を行う」こととされている。これに加えて、配電事業者から一般送配電事業者に対しては、設備台帳の共有もなされることから、設備台帳から入手できる情報に基づくモニタリングも併せて実施されることが重要。
- そのため、「引継計画」において「保証金」を設定 (注2) し、積立てをしておくことが有効な対策と考えられるところ、一般送配電事業者は、モニタリングなどにより、配電事業者の撤退時に、「保証金」を上回る費用負担が生じないように運用することが必要である。一方で、「保証金」の額が大きすぎると、配電事業への参入のディスインセンティブになることも踏まえ、設備のモニタリングが行われることを前提に「保証金」の額を設定することが重要である。
 - (注2)第10回構築小委で示した通り、「配電事業者の撤退に備えた取決め」において、予め設備の規模等に応じた「保証金」を定めることとしたうえで、 その考え方については「分散システム導入プラン(仮称)」に明記することとしてはどうか。
- 「保証金」を充当して保全を行った場合には、充当により減少した分の積み増しを行うこととする。万が一、財務状況の悪化等によりこの積み増しを行えないときには撤退の申請を行う旨を「引継計 画」に記載することとしてはどうか。
- そのうえで、「引継計画」に従った撤退の申請が行われない場合には、電気事業法第27条の12の12の12第5項による勧告の対象になり、当該勧告に従わない場合には、同法第27条の12の13が準用する第27条第1項による業務改善命令の対象となり、さらに命令に従わない場合には、同法第27条の12の8第2項による事業の許可取消の対象となる。
- ◆ なお、これらによって配電事業者が撤退した後については、一般送配電事業者が設備を引き継いで 維持・運用を行うこととなる。

(前回の本小委員会でご指摘いただいた内容②)

・論点⑩関連:発電側課金の精算方法

(【論点⑩】一般送配電事業者において定めるべきルール及びシステム)

(参考) 第10回本小委員会での議論

資源エネルギー庁 令和3年5月19日 第11回持続可能な電力システム 構築小委員会 資料3

オブザーバー

○発電側課金について、配電事業エリア内の整理についても議論する必要がある。発電BGの代表者の支払い先に配電事業者が新たに追加されることとなると、発電BGの代表者のシステム改修等が必要となる。従って、現行どおり、一送のみへの支払いに限定することが実務的には負担が少ない方法となるので、検討をお願いしたい。

事務局

○発電側課金についての意見については、例えば、FIT賦課金の納付業務等は、一般送配電事業者に業務委託できることを整理してきた。発電側課金などの新しい制度も踏まえた配電事業の設計についてもしっかりと進めていきたい。

発電側課金導入後の配電事業エリアの料金精算の流れついて

- 現行は、託送に係る費用の全てを小売電気事業者が負担しているが、その一部を発電事業者にも負担を求める発電側課金の導入が2023年度に予定されており、現在、監視委の審議会において議論が行われている。(注)
 - (注) 小売側の託送料金と同様に、配電事業のエリアと一般送配電事業のエリアとで、異なる発電側課金の単価等を設定することも考えられる。 なお、配電事業者は、一般送配電事業者の維持・運用する上位系統への接続料として、発電側課金収入を前提とした「上位系統費用」を 支払わなければならない。
- 第6回の本小委員会において、「税務を除く清算実務については、一般送配電事業者を経由した代理業務とすることが合理的となる場合が考えられるため、これらの業務については、①一般送配電事業者に委託することができ(配電事業者自らが実施することも妨げられない)、②一般送配電事業者は、正当な理由がない限り、この協議に応じなければならない」こととされた。このため、発電側課金が導入された場合についても、同様に取り扱うことが適当ではないか。

<料金精算の流れのイメージ(発電側課金導入後)>

第6回持続可能な電力システム構築小委員会(2020.7.20)資料2一部修正

		① 一般送配電事業者に 精算委託する場合	② 配電事業者が精算 を行う場合		料金精算の	の流れ(①の	例)※2023年度以	降の制度を想定。
(1) 託送料金**1	a. 小売側	小売→一送→配電	小売→配電	小売	→ 託送料金	一般送配電事	業者 託送料金	発電
	b .発電側	発電→一送→配電	発電→配電		(小売側)		(発電側)	
(2) 再エネ賦課金(交付金の受け取り・買取費用の支払い)		広域機関→一送→発電	広域機関→配電→ (一送)→発電	再工水賦		託送 料金	再エネ賦課金に 係る交付金	広域機関◆
(3) 賠償過去分·廃炉円滑化負担金		一送→発電	配電→ 一送→発電	係る納付	丁金	配電事業		
(4) 電源開発促進税※2		一送 →配電→国	配電→国					国
※1 (1) 託送料金の実際の精算はBG代表者を経由して行われることが基本となる。								

※2 (4) 電源開発促進税の納付は配電事業者自らが行う。

【論点①】事前準備時、事業実施中、撤退時における、申請、許可等の業務フローの基本的考え方

論点①:事前準備時、規制期間中、次期規制期間に向けた、申請、承認、認可等の業務フローの基本的考え方

託送供給等約款の届出と公表について

資源エネルギー庁 令和3年5月19日 第11回持続可能な電力システム構築小委員会 資料3

- 一般送配電事業者が託送料金を変更した場合、配電事業者は一般送配電事業者の 託送料金と比較して「適正な水準」であるかどうかを確認 (注) し、場合によっては料金の 変更等の対応が必要。 (注) 改正電気事業法では、配電事業者の託送料金は「一般送配電事業者の託送供 給等に係る料金に比較して適正な水準であること」を求めている。
- 一般送配電事業者が託送料金を変更したことに伴い、配電事業者の託送料金が「適正な水準」の範囲外になっている場合は、一般送配電事業者の約款の公表から三ヶ月以内に対応され、以内に料金変更等の対応(届出及び公表)を求めることとし、三ヶ月以内に対応されない場合は、「託送供給等約款」の変更命令の対象にすることとしてはどうか。
- また、配電事業者の「託送供給等約款」の内容が一般送配電事業者と異なる場合があることを踏まえると、小売電気事業者のシステム対応や業務対応等に十分な期間が必要である。
 要である。ため、配電事業者の「託送供給等約款」の公表は、実施の三ヶ月前とすることとしてはどうか。 ※変更届出の場合も同様。
- 小売電気事業者が配電事業者の「託送供給等約款」の公表に気付かないことを防止 する観点から、配電事業者は、配電事業エリア内の需要家が契約している全小売電気 事業者に対し、「託送供給等約款」の公表後速やかに通知することが必要ではないか。

(参考:電気事業法施行規則)※一般送配電事業者の場合

(託送供給等約款の変更の届出)

第二十二条 法第十八条第五項の規定による託送供給等約款の変更の届出をしようとする者は、**その実施の日の十日前**までに、様式第十九の託送供給等約款変更届出書 に次に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

(託送供給等約款の公表)

第二十五条 法第十八条第十二項の規定による託送供給等約款の公表は、**その実施の日の十日前**から、営業所及び事務所に添え置くとともに、インターネットを利用することにより、これを行わなければならない。

98

【論点②】配電事業等の分散型グリッドの導入により期待される効果と、その導入促進のための事業環境整備の在り方

(参考) 分散型エネルギープラットフォームの概要

資源エネルギー庁 令和3年5月19日 第11回持続可能な電力システム構築小委員会 資料3

> 第8回エネルギー・リソース・アグリゲーション・ビジ ネス検討会 (2021.4.16) 資料4

- 経済産業省資源エネルギー庁及び環境省の共催にて、2019年度から実施。
- 官民が連携して需給一体型の再エネ活用モデルに取組む上での課題分析を的確に行うと共に、分散型エネルギーに関係するプレイヤーが共創していく環境を醸成することを目的とする。
- 登録者:電力会社、地域新電力、ガス会社、電機メーカー、住宅メーカー、自動車メーカー、建設、 通信、金融・リース、商社、地方公共団体、学識者等 **約400企業・団体、580名**
- 2021年2月3日(水)インターネット配信にてキックオフシンポジウムを開催

概要

- ✓ 今後の進め方について紹介
 - →令和2年度は**特定テーマの意見交換会**を実施
- ✓ 意見交換テーマ案を提示
 - ① <u>地域マイクログリッド</u>の構築や<u>配電事業</u>の実施に 向けた課題の整理
 - ②**地域資源を利活用**するための地域エネルギー事業者と 自治体の役割と可能性
 - ③家庭、企業/公的機関の自家消費促進
- ✓ 意見交換テーマ関連講演
 - ①株式会社関電工
 - ②熊本市
 - ③RE Action事務局



【論点②】配電事業等の分散型グリッドの導入により期待される効果と、その導入促進のための事業環境整備の在り方 分散型エネルギープラットフォームの意見交換会における主なご意見

資源エネルギー庁 令和3年5月19日 第11回持続可能な電力システム構築小委員会 資料3

● 本年の「分散型エネルギープラットフォーム」において提起された意見のうち、本小委員会では、配電事業

に関連する制度、ビジネス、技術面等について、対応方針等を整理することとしたい。					
	第8回エネルギー・リソース・アグリゲーション・ビジ ネス検討会(2021.4.16)資料4				
主に関係する事業	制度に関する意見	ビジネスに関する意見	技術に関する意見		
地域マイクログリッ ド(地域MG)事 業に関係	① 一般送配電事業者との情報 共有	⑩ 地域MGの構築に必要な事項の整理⑪ エリアの適正規模の選定⑫ 必要な設備コストが高い⑬ エリア内の新規需要対応	② 試験、訓練の実施が困難② MGの切替に関する課題② 地域MG運用発動中の異常値検知が困難② ブラックスタートの負荷接続が課題		
配電事業に関係	 ② 事業性検証のために配電網の維持管理コスト情報が必要 ③ 参入要件・兼業規制が具体化しないと事業性の判断が困難 ④ 託送料金の設定方法の柔軟化等 ⑤ オフグリッド時に電力の要求品質を満たすことが困難 	④ 運用コストの抑制が課題 ⑤ 一送、需要家等が保有する設 備の活用			
地域マイクログリッ ド事業、配電事業 の双方に関係	⑥ 二次災害発生時の責任所掌の整理が必要⑦ 参入事業者がエリアを選定するための情報提供が必要⑧ 保安に係る考え方の整理⑨ 一送との調整事項等を整理した手引きが必要	(6) マネタイズする手段が少ない(7) 需要家との関係構築(8) 事業パートナーの選定に苦慮(9) 一送との運用の調整に不安がある	② シミュレーション環境の整備		

「分散型エネルギープラットフォーム」の意見への対応方針等について①

資源エネルギー庁 令和3年5月19日 第11回持続可能な電力システム構築小委員会 資料3

(1)地域マイクログリッド(地域MG)事業に関係 - 制度に関する意見

制度に関する意見

国で議論した内容

① 一般送配電事業者との情報共有

オフグリッド時の運用方法 (機器等についての情報共有を含む)等について、「分散システム導入プラン (仮 称)」に記載。

(2) 配電事業に関係 – 制度に関する意見

制度に関する意見

国で議論した内容

② 事業性検証のために配電網の維持管理コスト情報

が必要

参入許可の申請準備段階において、事業採算性を判断するために必要な、①参入予定エリアの総需要や時間帯別の需要などの統計情報、②設備の譲渡料・貸与料や一般送配電事業者への委託料の見積もり金額、③その他競争関係を阻害しない情報であって配電事業の検討に必要な情報を、一般送配電事業者から提供を受けられることを「分散システム導入プラン(仮称)」に明記。

③ 参入要件・兼業 規制が具体化し ないと事業性の判 断が困難 配電事業に係る参入要件や兼業規制については、本小委員会において議論を行っているところ。例えば、兼業認可の適用除外基準については、「配電事業者及び配電事業者のグループ会社たる配電事業者の配電事業に係る供給区域における需要家数の合計が、5万軒を超えないことを原則としつつ、5万軒を超える場合であっても、その供給区域の自然的社会的条件等を勘案して兼業を認可することが電気の使用者の利益を確保するため特に必要と認められる場合」には、兼業を認めることを整理した。

④ 託送料金の設定 方法の柔軟化等 配電事業エリアの託送料金は、「新規参入者の創意工夫が妨げられることのないよう、固定/従量料金比率、電圧別の料金設定、災害時のバックアップやEV等のモビリティなど、他の付加価値とのセット提供など、柔軟性のある料金メニューの提供を可能とする」ことなどが考えられ、具体的には監視委で「一般送配電事業者の託送料金の個別需要家ごとの単価と比べて、配電事業者の託送料金の個別需要家ごとの単価の水準が年平均±5%以内」などの条件とすることとされた。

⑤ オフグリッド時に 電力の要求品質 を満たすことが困 難

配電事業者の「託送供給等約款」は届出制であり、たとえ一般送配電事業者の「託送供給等約款」と内容が異なっていても、配電事業者の「託送供給等約款」の変更命令基準に抵触しなければ、届け出た「託送供給等約款」に基づき事業を実施することが可能。配電事業者は、災害時等にエリア内の需要家に対してオフグリッドで電力供給を行う際は、その供給条件について約款で定め、需要家や関係小売電気事業者に対して明確に示すことが必要。国は、配電事業者が定める約款について、安定供給の確保等の観点から確認することとなる。 102

「分散型エネルギープラットフォーム」の意見への対応方針等について② 第11回持続可能な電力システム構築小委員会 資料3

令和3年5月19日

(3) 地域マイクログリッド事業、配電事業の双方に関係-制度に関する意見

制度に関する意見	国で議論した内容
⑥ 二次災害発生(オフグリッド運用)時の責任所掌の整理が必要	配電事業では、一般送配電事業者等から設備の貸与を受ける場合や、配電事業者が設備を所有する場合が想定されるが、その所有形態に依らず、保安上の責任は、配電事業者に課される。また、復旧に係る責任分担等については「引継計画」に記載することとする。ライセンスを取得しない地域マイクログリッド事業については、設備の設置者に保安上の責任が課される。なお、復旧に係る責任分担等については別途定めておくことが必要。
⑦ 参入事業者がエリ アを選定するための 情報提供が必要	地域マイクログリッド事業者や配電事業者は、改正電気事業法に基づき、認定協会から提供される電力データを活用する方法や、「系統情報ガイドライン」に基づき情報の提供を受ける方法が考えられる。なお、電気の使用者に関する情報については、電気事業法に加え、個人情報保護法に基づく取り扱いが必要。
8 保安に係る考え方 の整理	⑥と同じ。
9 一送との調整事項等を整理した手引きが必要	配電事業者が参入に当って、一般送配電事業者と調整が必要となる各種事項等については、「分散システム導入プラン(仮称)」で整理することとする。地域マイクログリッド事業者が、各ライセンスを導入する上での課題やビジネスモデル・ビジネス上の課題についても同プランで整理することとする。

(4)地域マイクログリッド事業、配電事業の双方に関係 – 技術に関する意見

制度に関する意見	国で議論した内容
② シミュレーション環 境の整備	⑦と同じ。

※ビジネスに関する意見については、次項以降の「分散システム導入プラン(仮称)」で整理。

分散システム導入プラン(仮称)の内容

資源エネルギー庁 令和3年5月19日 第11回持続可能な電力システム構築小委員会 資料3

- 本小委及び監視委での議論を踏まえ、「分散システム導入プラン(仮称)」の内容については、以下の内容を盛り込むこととしてはどうか。
 - 1. 分散システム導入の意義
 - (1)分散システム導入への期待
 - ・2050年のカーボンニュートラルの実現やレジリエンスの向上に向けて、分散システムが果たすべき 役割について
 - ・分散システムの導入により期待される効果、分散システムの目指すべき方向性について
 - (2) 分散システム導入実績
 - ・分散システム導入支援の経緯と導入状況、導入事例について
 - (3) 分散システム導入の課題と配電事業の創設
 - ・分散システムを導入する上での課題について
 - ・配電事業者の導入の背景について
 - 2. 分散システムの導入の手引き
 - (1)分散システムのライセンス
 - 各ライセンスの違いについて
 - ・各ライセンスを導入する上での課題等について
 - (2) 運営上の課題
 - ・オフグリ運用をする際等の留意点について
 - 各ライセンスのビジネスモデル・ビジネス上の課題について
 - 3. 配電事業参入の手引き(次頁)

分散システム導入プラン(仮称)の内容(続き)

資源エネルギー庁 令和3年5月19日 第11回持続可能な電力システム 構築小委員会 資料3

- 3. 配電事業参入の手引き
 - (1) 配電事業の事前準備
 - ・配電事業に必要な情報の取得について
 - ・配電事業の検討・開始に当たっての自治体や需要家等への説明・通知等の実施について
 - (2) 配電事業の申請(参入許可、引継計画承認、託送供給等約款届出等)
 - ・配電事業の申請に係る事項について
 - ・配電事業の撤退に係る事項について
 - (3)配電事業の運用
 - ・配電事業の運営に係る事項について
 - (4) 設備の譲渡料・貸与料、委託料等の算定方法
 - (5) 託送料金等の設定方法 等
 - (参考1)配電事業者が遵守すべきガイドライン一覧
- (参考2)配電事業に資する制度について
 - ・特定計量制度、電力データ活用、アグリゲーターライセンス等

【論点③】参入許可基準の詳細設計

サイバーセキュリティ対策について

- 配電事業者には、一般送配電事業者と同様に、電気工作物の運転を管理する電子 計算機のサイバー対策を含めた技術基準への適合義務(電気事業法第39条)が課されている。このため、配電事業開始後にはサイバー対策を行った上での事業運営が必要となる。
- 配電事業者が事業開始時にサイバー対策の準備が不足していることがないよう、「分散 システム導入プラン(仮称)」にて<u>従うべきガイドラインを明示</u>し、<u>事前に適切な準備を</u> 行うことを促すこととする。
- また、参入許可審査基準の第2号要件「保安確保の面からの技術的能力」」においても、 サイバー対策の視点を持って許可審査を行うべきと考えられるところ、申請時に以下の 内容の記載を求めることとしてはどうか。
 - 「**配電事業遂行体制説明書**」において、**セキュリティ担当責任者及び管理組織**についての記載を求める。
 - 電力の安定供給や電気工作物の保安の確保に支障を及ぼす可能性のあるシステム 及び関連設備を特定した上で、「引継計画要旨」(又は白地参入の場合には「撤退 時取決書」)に記載を求める。なお、これらの設備の新設・除却時等には一般送配電 事業者に情報共有を行うこととする。